

# 高齢者による万引きの防止に向けた一考察

尾 田 清 貴

1. はじめに
2. 高齢者による万引きの現状
3. 高齢者のおかれている現状
4. 高齢者による万引きを防ぐための方策について
5. まとめ——居場所を作る方策を通して万引き防止に繋げる——

## 1. はじめに

高齢者が、女性や子どもと同様に犯罪弱者で有り、災害弱者であることは、現在も変わらない状況であることは、間違いない。三年前の東北大震災の際にも、子どもたちとともに多くの高齢者の方々が被災され、犠牲になっている。

高齢者による万引きの防止に向けた一考察(尾田)

一三九(三九七)

目を転ずれば、一向に減少に転じない振り込め詐欺の被害者は、そのほとんどが高齢者である<sup>(1)</sup>。交通事故の被害者も同様の傾向が見られる<sup>(2)</sup>。

しかしながら、高齢者人口の増大や社会経済的状況の変化を背景として、加害者としての高齢者問題が社会問題化している。刑務所に収容されている高齢者の再社会化に向けた取り組みは、もはや矯正と保護の連携だけではいかんともし難い状況を呈しており<sup>(3)</sup>、検察官による訴追裁量権の行使段階で、起訴猶予処分<sup>(4)</sup>に付随する保護的な施策がとられるに至っている<sup>(5)</sup>。

本稿では、高齢者による刑法犯のほぼ六割を占める万引きについて取り上げ、その防止策について刑事政策と高齢者福祉の融合の観点から若干の提言を試みたいと考えている。処遇に関する検討は、次の機会に委ねたい。

(1) 拙稿「振り込め詐欺を防ぐための地域作り」日本法學七七卷三号二〇一一年一二月参照

(2) 死者数全体に占める高齢者の割合は年々増加し、一五年に初めて四割を超え、二四年には総人口に占める高齢者人口の割合である二四・一% (二四年一〇月一日現在推計人口値) の二倍を超える五一・三%に至っている。(警察白書・平成二五年版、一四三頁)

(3) 六五歳以上の高齢者人口は、過去最高の三、〇七九万人(前年二、九七五万人)となり、総人口に占める割合(高齢化率)も二四・一%(前年二三・三%)となり、また、「六五〜七四歳人口」で総人口に占める割合は二二・二%、「七五歳以上人口」は一一・九%である。

(4) 刑務所収容率は、平成二四年には平成五年の五・六倍の八・八%に上昇し、仮釈放率は全体が五三・五%であるのに対し、高齢者では三五・九%に過ぎず、引受人がいなかったことや釈放後の帰住先が確保できない者が多いことなどが理由と考えられる。(犯罪白書・平成二五年版一五八、一五九頁) 法務省は、平成二二年四月から、厚生労働省と連携して、特別調査を実施し、平

成二四年からは地域生活定着支援センター事業を実施している。また、厚生労働省と連携して就労支援対策を推進しており、刑事施設は在所中の受刑者に対し、保護観察所では保護観察対象者に対し、実施することとなっている。高齢者を取り巻く雇用情勢には厳しいものがあるが、この施策を就労意欲があり、健康な高齢対象者にも積極的に適用することもできると思われる。(犯罪白書・平成二四年版二五四～二五七頁参照)

(5) 起訴猶予者に対する更生緊急保護を活用した新たな社会復帰支援策の拡充という形で、平成二五年一〇月から、捜査段階で釈放される起訴猶予者について、その高齢、障害等の特性に応じた更生緊急保護の措置を適切に講じることによって、円滑な社会復帰の実現と再犯防止を目的として、保護観察所が関係機関と連携して更生緊急保護の事前調整に関する試行的な取組を実施してきたが、平成二六年度からこの取組を拡充して実施することになった。具体的な実施庁は、次の通りである。

【平成二五年度からの実施庁】仙台、福島、水戸、富山、広島、高松及び熊本の計七庁、【平成二六年度新規試行庁】札幌、釧路、前橋、甲府、岐阜、名古屋、神戸、奈良、松江、徳島、佐賀、大分及び宮崎の計一三庁が加わり、現在二〇庁及び対応する地域を所管する保護観察所が対応している。(平成二六年五月二三日報道発表資料による)

## 2. 高齢者による万引きの現状

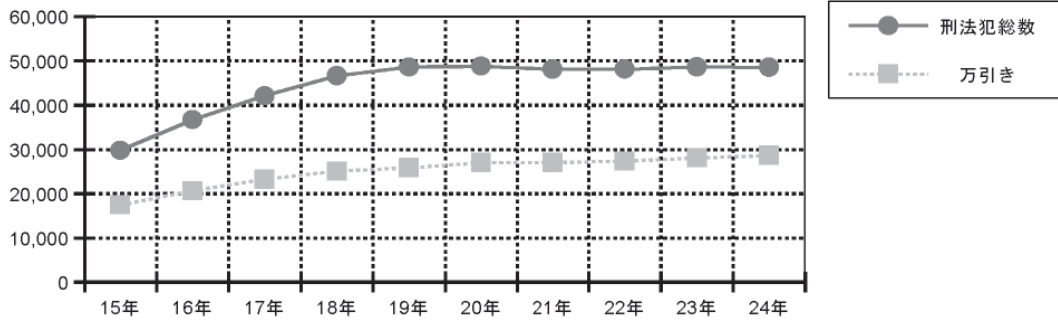
高齢者による万引きでの検挙人員が、少年の検挙人員を上回ったのは、全国的には平成二三年からであるが、東京都では平成二四年に少年の検挙人員を上回り、近県その他でも同様の傾向が見られるようになって<sup>6)</sup>いる。

高齢者による刑法犯検挙人員の過去一〇年間の推移を見たのが、次の表1であるが、総数では、平成一五年から一八年にかけては増加傾向にあったが、その後は四八、〇〇〇人台で推移している。これに対し、万引きの検挙人員は、平成一五年以降二四年までは増加の一途をたどり、二四年には前年に比べ六〇七人(二・二%)の増加であった。<sup>7)</sup>

表1 高齢者による刑法犯・万引きによる検挙者数の推移

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
刑法犯総数	29,797	36,696	42,108	46,637	48,597	48,786	48,102	48,145	48,621	48,544
万引き	17,456	20,667	23,252	25,060	25,854	27,015	27,019	27,362	28,066	28,673

高齢者の刑法犯検挙人員の推移 (総数と万引きの比較)

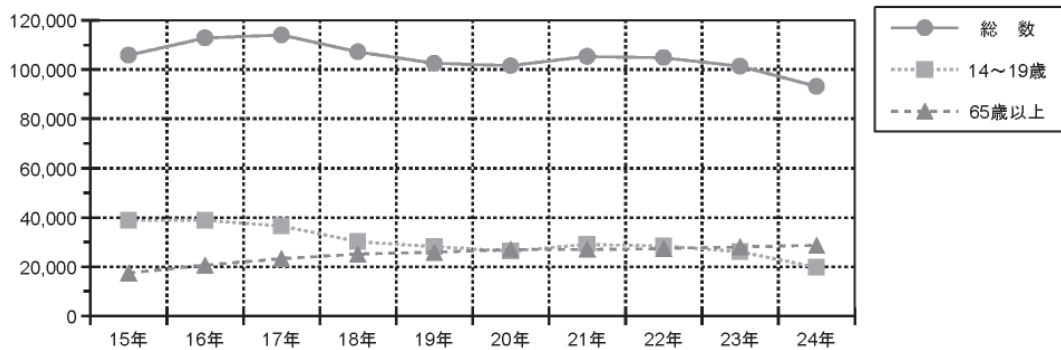


※ 平成24年の犯罪から筆者が作成

表2 万引きによる検挙者数の推移 (少年と高齢者の比較)

	総数	14～19歳	65歳以上
15年	105,792	38,709	17,456
16年	112,783	38,912	20,667
17年	113,953	36,481	23,252
18年	107,123	30,189	25,060
19年	102,504	28,186	25,854
20年	101,504	26,303	27,015
21年	105,228	29,153	27,019
22年	104,804	28,364	27,362
23年	101,340	26,005	28,066
24年	93,079	19,673	28,673

万引きの検挙人員の推移 (少年・高齢者の比較)



※ 平成24年の犯罪から筆者が作成

表3 万引き犯の身柄措置別・送致別検挙人員(24年)

総数		93,079
現行犯逮捕	計	9,806
	身柄付送致	8,295
	書類送致	1,412
	微罪処分	90
	少年簡易送致	9
緊急逮捕	計	551
	身柄付送致	518
	書類送致	33
通常逮捕	計	2,798
	身柄付送致	2,708
	書類送致	90
身柄不拘束	計	79,924
	書面送付	29,563
	微罪処分	39,788
	少年簡易送致	10,573

※ 平成24年の犯罪から筆者が作成

万引きによる検挙人員の推移を平成一五年から二四年までの一〇年間で見ると、平成二三年以降六五歳以上の高齢者の検挙人員が少年の検挙人員を上回り、二四年には九、〇〇〇人も上回っている(表2)。また、高齢者の万引きに関しては、前科無しの場合が七二・八%、窃盗の前科有りが一・九%であった。

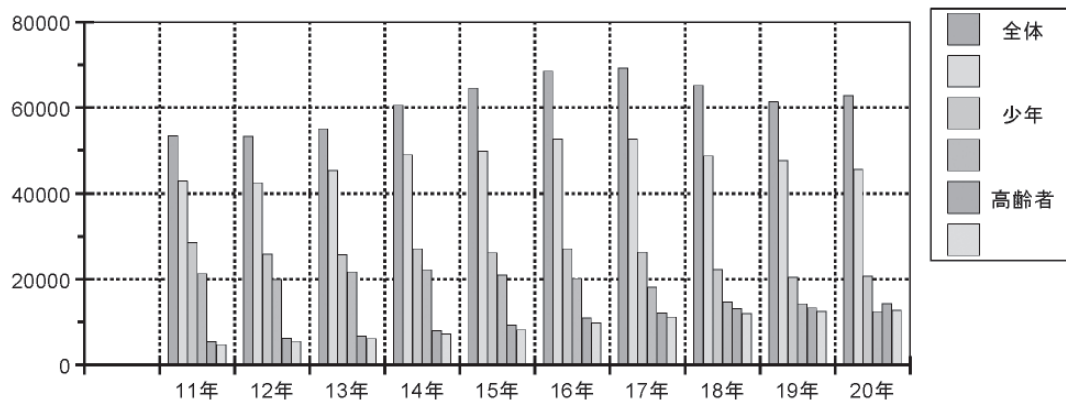
万引き犯の警察による取扱いに関しては、行為態様の質的軽微さから、身柄不拘束の割合が全体の八五・九%で、身柄付送致は一・四%と低くなっている。身柄付送致は、現行犯逮捕で八四・六%、緊急逮捕で九四・〇%、通常逮捕では九六・八%と犯罪発生現場に近いほど身柄送致率が高くなっているのが特徴的である(表3)。

万引き犯の検挙件数について「少年」と「高齢者」について、平成一一年から二〇年の推移で見ると、全体としては、平成一七年をピークとして

表4 性別に見た万引き犯の検挙数の推移

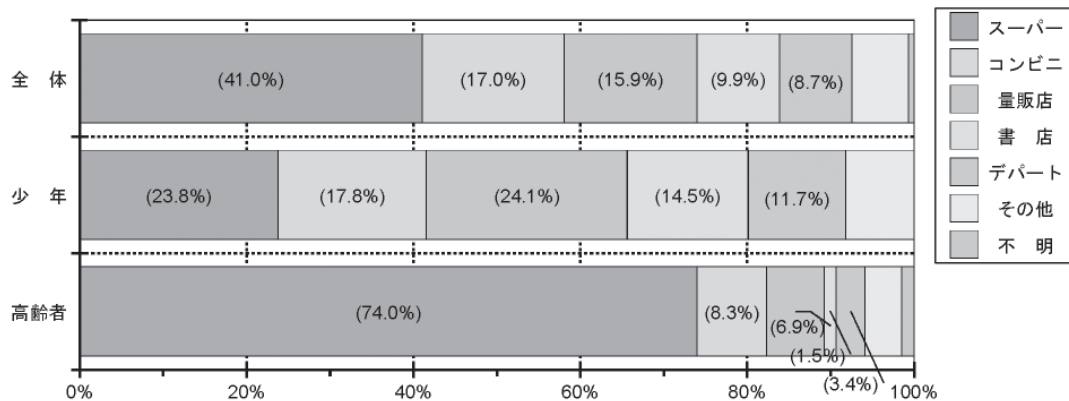
	全体		少年		高齢者	
	男	女	男	女	男	女
11年	53,421	42,835	28,551	21,318	5,347	4,703
12年	53,235	42,391	25,862	19,928	6,192	5,459
13年	55,029	45,311	25,712	21,645	6,707	6,133
14年	60,545	48,971	27,040	22,174	7,995	7,179
15年	64,478	49,782	26,186	20,991	9,310	8,146
16年	68,494	52,642	27,099	20,166	10,894	9,773
17年	69,225	52,689	26,318	18,124	12,118	11,134
18年	65,178	48,688	22,273	14,659	13,090	11,970
19年	61,364	47,629	20,449	14,226	13,345	12,509
20年	62,801	45,506	20,658	12,448	14,283	12,732

性別に見た検挙人数の推移（11～20年）



※ 平成20年の犯罪から筆者が作成

表5 犯行場所



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

減少傾向にあるが、高齢者に関しては平成一二年以降毎年増加しており、平成二〇年には一一年を一〇〇とする二六八・八と二・七倍に増加しており、性別で見ると男性では二六七・一、女性では二七〇・七となっており、女性の高齢者に増加傾向が顕著である(表4)。高齢者の人口比(二〇、〇〇〇人当たり)で見ると平成一八年以降九・五前後で推移しており、高止まりの傾向が指摘されている。

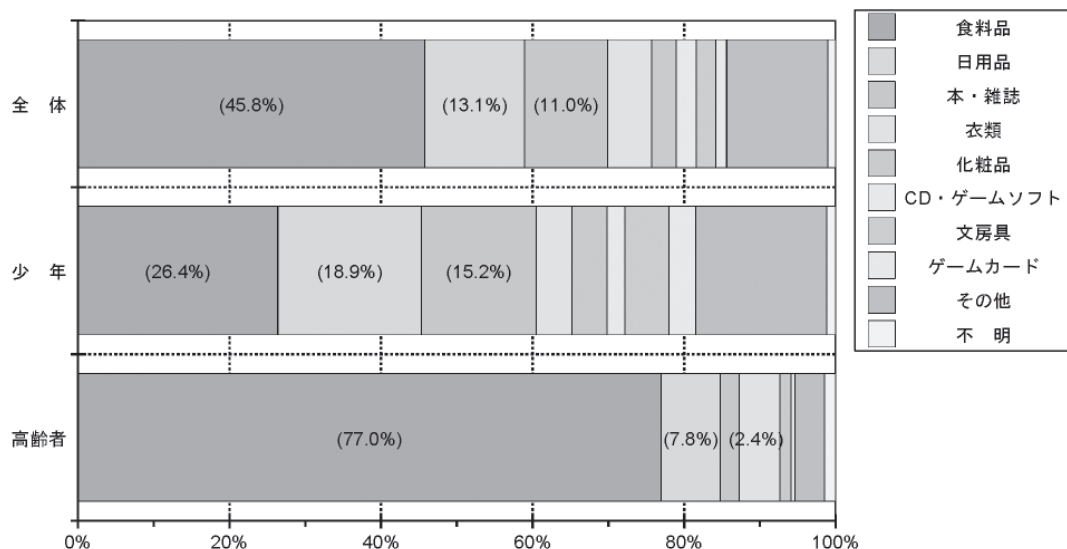
『万引きに関する調査研究報告書』によると、<sup>(8)</sup> 犯行場所としては、全体では「スーパー」が四一・〇%、次いで「コンビニ」が一七・〇%の順であったが、「高齢者」は「スーパー」が七四・〇%と最も高く、次いで「コンビニ」の八・三%の順であった。これに対し、少年では「量販店」が二四・二%、次いで「スーパー」が二三・八%の順であった(表5)。

高齢者の行動範囲が、自宅周辺など比較的身近な地域に限定されていることや次に触れる被害対象物でも分かるように「食料品」を購入する際に利用する身近な店舗が選ばれていることもこの背景にはあると思われる。昔からある商店街の中の店舗では、万引き犯が店主などと顔馴染みのことも有り、犯行場所としてはむしろアルバイト等地元民ではない者が店先に多くいるコンビニ・スーパーなどを選択しているとも考えられる。

万引きの対象物で見ると、全体では「食料品」が四五・八%、「日用品」一三・一%であったが、「高齢者」では「食料品」が七七・〇%と「全体」の一・七倍、「少年」の二・九倍を占めて多い。「日用品」の七・八パーセントを足すと生活必需品が八四・八%を占めていることが分かる(表6)。

生活状態が困窮していると感じている者ほど、「食料品」を対象とする傾向が高くなっているのが特徴となっている(万引きに関する調査研究報告書二〇頁参照)。

表6 万引き対象物



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

高齢者が万引きをする時間帯は、「一〇～一三時」が最も多く三六・八%、次いで「二三～一六時」、「一六～一九時」が二七・〇%の順で多かった。この時間帯は、お昼の準備のために、また夕食の準備のために外出する時間帯とほぼ一致している。他方、「少年」では、放課後に当たる「一六～一九時」が四八・四%で最も高く、次いで「二三～一六時」が二四・三%の順であった。

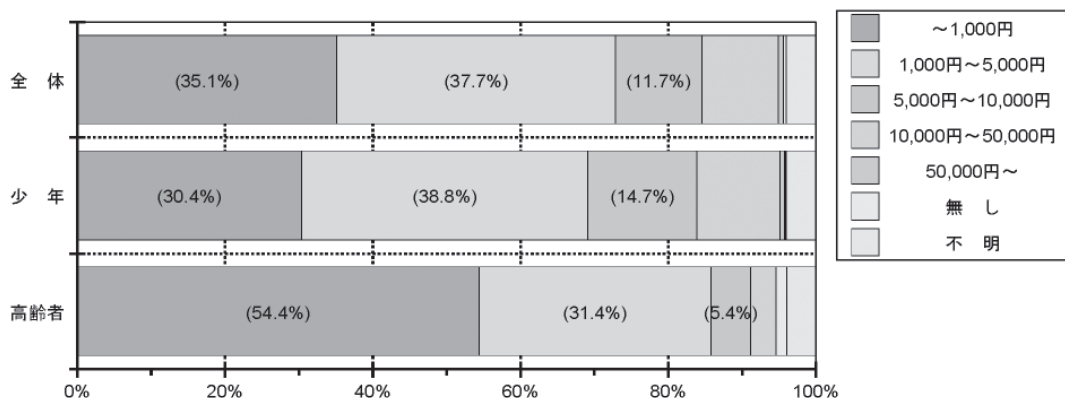
学校帰りに、途中にあるコンビニや最寄りの公共交通機関近くの量販店などで万引きに及んでいることが窺える。

被害額では、「高齢者」は「一、〇〇〇円」が五四・四%で最も多く、次いで「一、〇〇〇～五、〇〇〇円」が三一・四%で、五、〇〇〇円以上の高額な品物を万引きする者はほとんどいない。このことは、食料品が被害対象物のほとんどを占めていることとも一致している。しかし、「少年」では「一、〇〇〇～五、〇〇〇円」が三八・八%と最も多く、次いで「一、〇〇〇円」が三〇・四%、「五、〇〇〇～五〇、〇〇〇円」も二五・九%もいることに万引き対象物に対するニーズの違いが感じられる(表7)。

万引きした物については、「自己消費」が「全体」で八九・〇%、

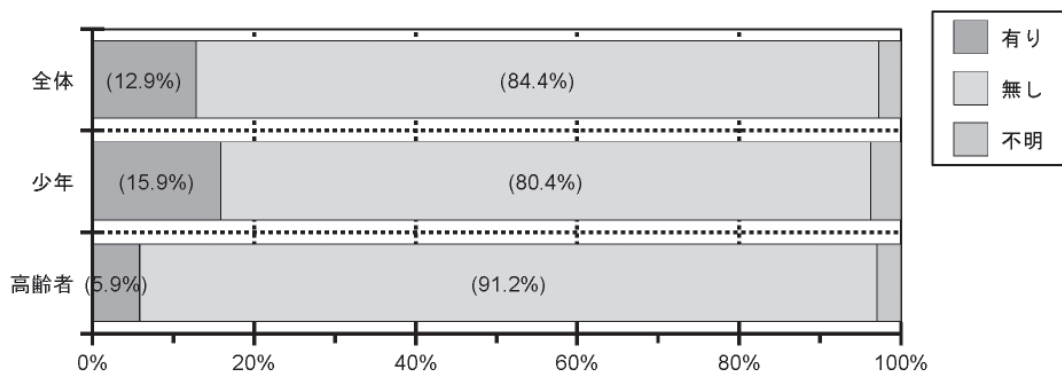


表7 被害額



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

表8 計画性の有無



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

「少年」で九〇・九%、「高齢者」で九一・二%となつてゐる。この点に関しては、高齢者と少年の差はあまりないとも言える。

共犯者の有無でみると、高齢者は九八・五%が単独犯であるのに対し、「少年」では二九・二%が共犯である。なお一八・六%が二名以上の共犯者がいた。

下見や事前準備といった計画性の有無でみると、「高齢者」の九一・二%は計画性が無く、計画性のある者の割合も「少年」の約半分に過ぎない（表8）。

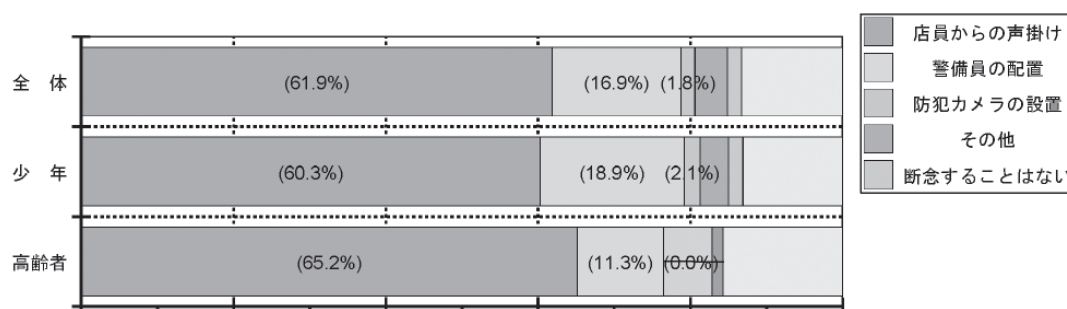
次いで、犯行の動機・原因のうち、「何故その店を選んだか」については、いずれも「特に理由無し」が「全体」六七・九%、「少年」六四・三%、「高齢者」七七・五%とほとんどを占めるが、「全体」では「店員などが少ない」六・四%「自宅付近」六・〇%「死角

表9 何故その店を選んだか

	全体	少年	高齢者
店員等が少ない	67	31	11
自宅付近	63	23	13
死角が多い	55	35	4
品揃えが良い	38	21	0
いつも利用している	16	4	5
防犯カメラがない	4	3	0
不明	17	6	2
その他	77	30	11
特に理由無し	713	275	158

※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

表10 こうされたら万引きを断念した

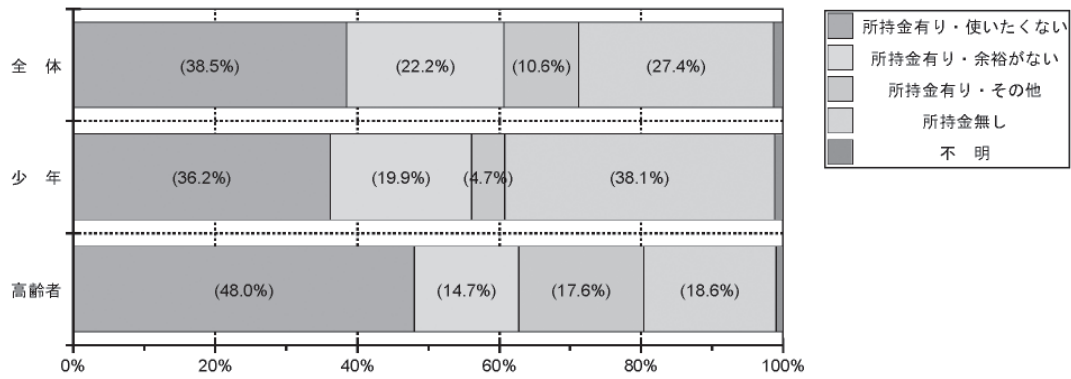


※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

が多い」五・二%の順であったが、「少年」では「死角が多い」八・二%「店員」などが少ない」七・二%「自宅付近」五・四%で、「高齢者については「自宅付近」六・四%「店員などが少ない」五・四%「いつも利用している」二・五%の順であった(表9)。

「こうされたら万引きを断念した」については、「店員からの声掛け」がいずれも最も高く「全体」で六一・九%、「少年」で六〇・四%、「高齢者」で六五・二%であった。次いで高かったのは、「警備員の配置」で「全体」では一六・九%、「少年」で一八・九%、「高齢者」で一・三%であったが、「防犯カメラの設置」に関しては、「高齢者」は〇・〇%で阻害要因とはなっていないよ

表11 犯行時の所持金及び所持金があるにもかかわらず万引きした理由



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

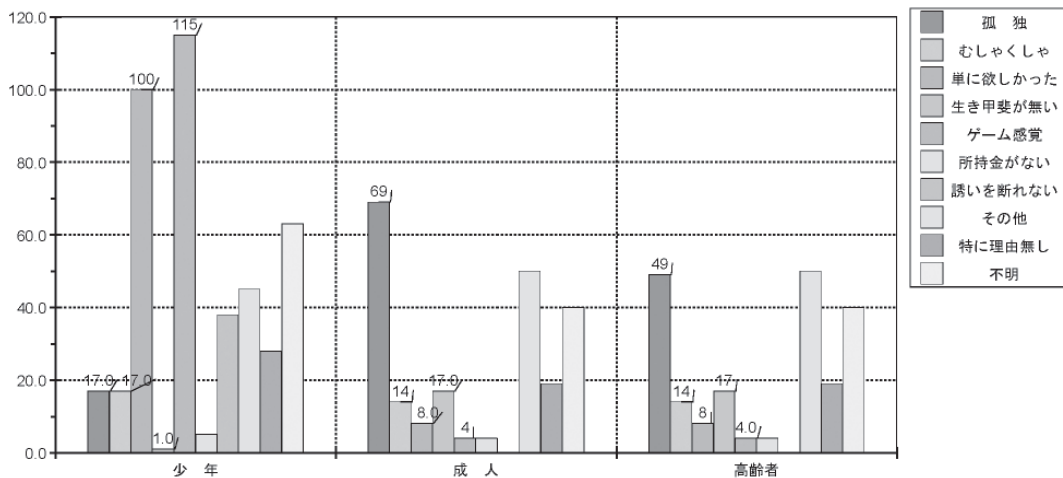
うである（表10）。計画性があまりない高齢者では、防犯カメラが設置されているか否か、稼働しているか否かについては、意識が低くむしろ「店員からの声掛け」が有効であることが分かる。

「犯行時の所持金の有無及び所持金があるにもかかわらず万引きした理由」については、「所持金有り・使いたくない」が「高齢者」で四八・〇％と最も高く、「少年」では「所持金無し」が三八・一％と最も高くなっている。「所持金有り・余裕がない」に関しては、「全体」が二・二％、「少年」が一九・九％、「高齢者」が一四・七％であった（表11）。

万引を犯す心理的背景については、「孤独」に関して、「高齢者」は二三・九％と高い数値を示しているが、「少年」は四・〇％と低く、「単に欲しかった」「ゲーム感覚」では「少年」が二三・九％、二六・八％と高かったのに対し、「高齢者」ではそれぞれ三・九％、一・〇％と極めて低い点が指摘できる（表12）。「孤独」が高い数値を示した背景には、高齢者のみの世帯（独居も含む）が独立している子ども世帯や地域との触れ合いのなさから、自分たちにも感心を示して欲しいという意識が働いている側面も指摘できよう。<sup>9)</sup>

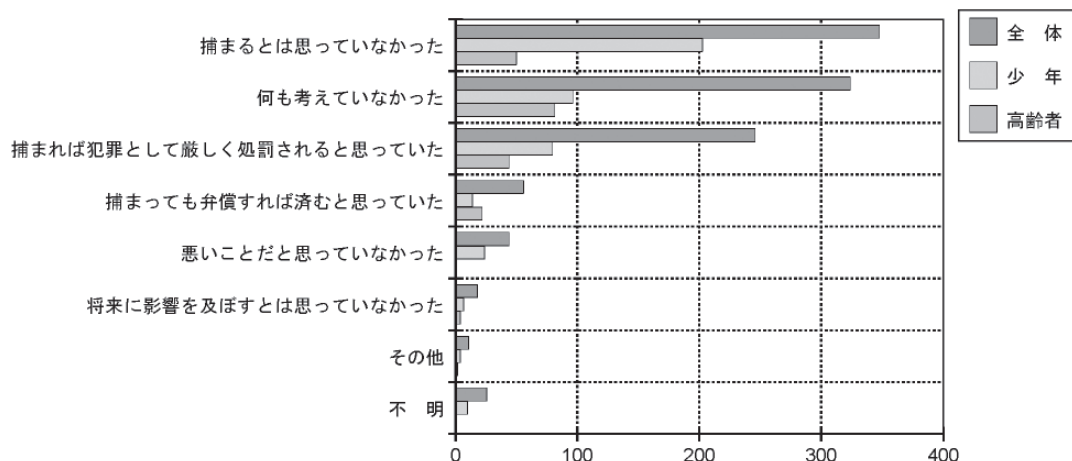
万引を犯した者に「規範意識」を尋ねたところ、「全体」「少年」は「捕まるとは思っていなかった」が最も多く、次いで「何も考えていなかった」「捕まれば

表12 万引きの心理的な背景 (複数回答)



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

表13 規範意識「複数回答」

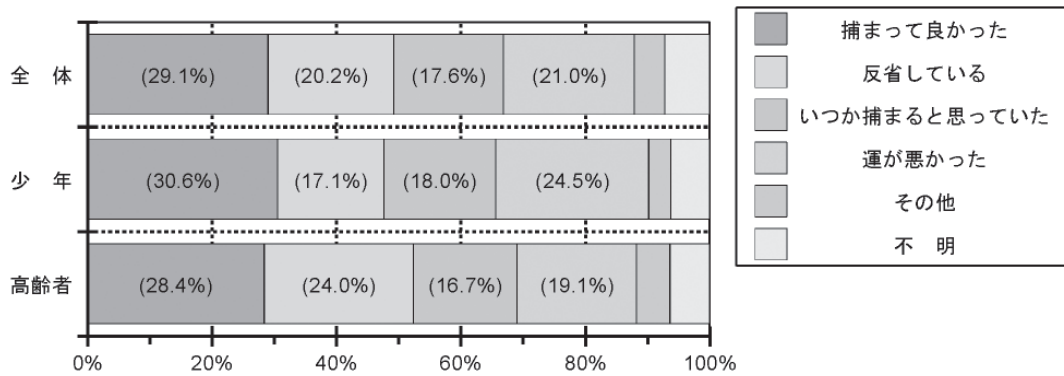


※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

犯罪として厳しく処罰されると思っていた」の順であったが、「高齢者」は、「何も考えていなかった」が最も多く、次いで「捕まるとは思っていなかった」「捕まれば犯罪として厳しく処罰されると思っていた」の順であった。「捕まっても弁償すれば済む」と思っていた」と回答した「高齢者」がいることに関しては、疑問無しとは言えない(表13)。

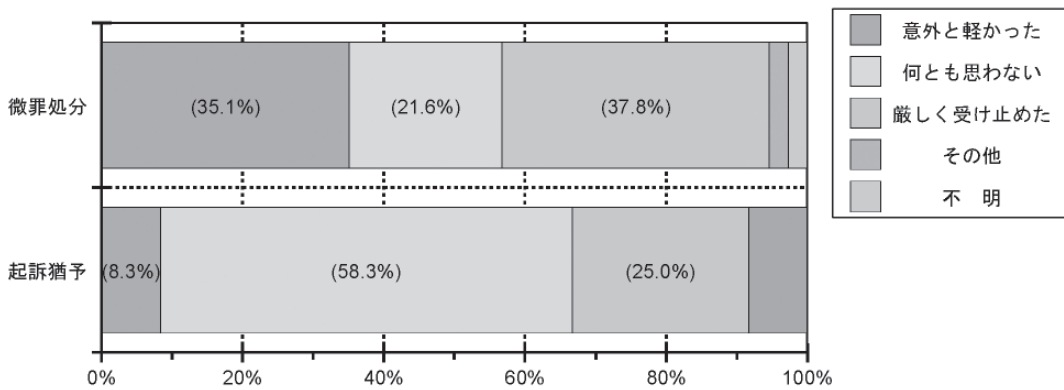
「検挙された現在の気持ち」について尋ねられた点では、「捕まっても良かった」が「全体」で二九・七%、「少年」で三〇・六%、「高齢者」で二八・四%と最も多く、「少年」では「運が悪かった」が

表14 検挙された現在の気持ち



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

表15 初犯検挙時の処分に対する意識



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

二四・五%と二番目に多かった。しかし「高齢者」では「反省している」の二四・〇%が二番目で「運が悪かった」は一九・一%の順であった（表14）。

初めて万引で検挙された時の処分についての様子に思ったかについては、「高齢者」に関しては、「懲役」「執行猶予」「罰金」に処せられた者がいなかったことから、「微罪処分」<sup>10</sup>「起訴猶予」について分析する（表15）。微罪処分は、実刑こそ受けないものの犯歴（前歴）としては残ることから、決して軽い処分ではないが、「意外と軽かった」が三五・一%、「何とも思わない」が二一・六%もいることに関しては、処分時に微罪処分の意義を説明し十分に理解させることも必要であると思われる。起訴猶予は、検察官送致が為された者について、刑事政策的配慮により

為されるものであって、「何とも思わない」が五八・三%と最も高く、「意外と軽かった」八・三%を足すと、六六・六%の者が厳しく受け止めていないことは、再犯防止の観点からはむしろ問題が多いと思われる。何故なら、再犯を犯した場合、実刑判決を受ける確率が高くなるからである。

(6) 「東京都内、高齢者の万引増加 初めて少年上回る」2013/07/07 20:53 共同通信配信記事から、「万引きを『未然』に防げ!」NHKニュース「おはよう日本」二〇一二年一月二五日(火)放送 <http://www.nhk.or.jp/ohayou/marugoto/2012/12/1225.html>等

(7) 平成二四年の犯罪(警察庁)、山口寛峰「高齢者犯罪の現状」警察学論集第六七巻六号四二頁～四七頁参照

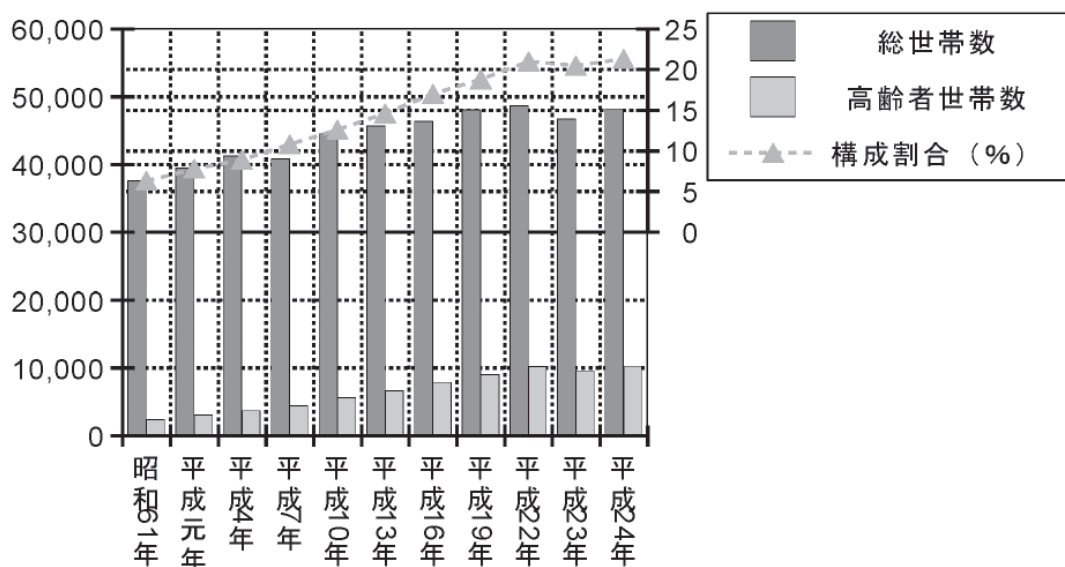
(8) 平成二二年八月に「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意思の醸成に関する調査研究委員会がまとめた報告書で、警視庁が平成二二年四月二〇日から六月三〇日の間に、万引きの被疑者として取り調べを受けた者の内、調査票に回答のあった一、〇五〇人(少年四二八人、成人四一八人、高齢者二〇四人)対象に分析を行ったものである。

(9) 前掲注(1) 拙稿「振り込め詐欺を防ぐための地域作り」参照 なお、『これからの安全・安心』のための犯罪対策に関する提言「警察政策学会資料第七号二二頁(二〇一三年七月)においても、「高齢者の被害予防対策と犯罪予防対策とは表裏一体のところも有り、『孤立』の解消のための施策の必要性」が指摘されている。

(10) 刑事訴訟法二四六条は、司法警察員は犯罪の捜査をしたときは検察官に事件を送致しなければならないとするが、その但書で、例外措置として、検察官があらかじめ指定する軽微で訴追の必要性のない事件については、警察限りで訓戒等を施すだけで手続を終結させることを認めている。具体的には、初犯・損害賠償が済んでいる・再犯の可能性がない・被害者が公式の処分を望んでいない、等の要件を具備した場合に認められている。

なお、この猶予処分に關しては、前掲注(5)で触れた取り組みが現在実施に移され、今後全庁に拡大される予定となっている。

表16 世帯類型及び構成割合の推移



※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

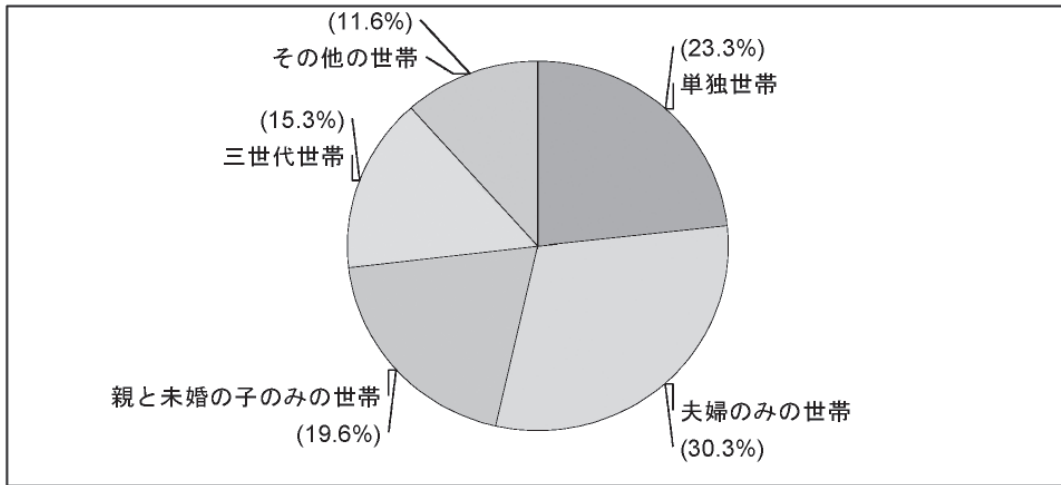
### 3. 高齢者のおかれている現状

わが国の総世帯数は平成二二二年まで増加してきたが、二三年には一、九五四、〇〇〇世帯減少し、二四年には一、四八六、〇〇〇増加し、四八、一七〇、〇〇〇世帯となったが、高齢者世帯数は、二二年まで増加傾向を示し、二三年には一端減少したものの二五年には過去最高の一〇、二四一、〇〇〇世帯（全世帯の二二・三%）と増加している<sup>12</sup>。

平成二四年では、六五歳以上の者がいる世帯（福島県を除く）は、二、〇九三万世帯で、全世帯の四三・四%であった。世帯構成別にこれを見ると、「夫婦のみの世帯」が六三三万二千世帯で三〇・三%、次いで「単身世帯」が四八六万八千世帯で二二・三%の順であった（表17）。

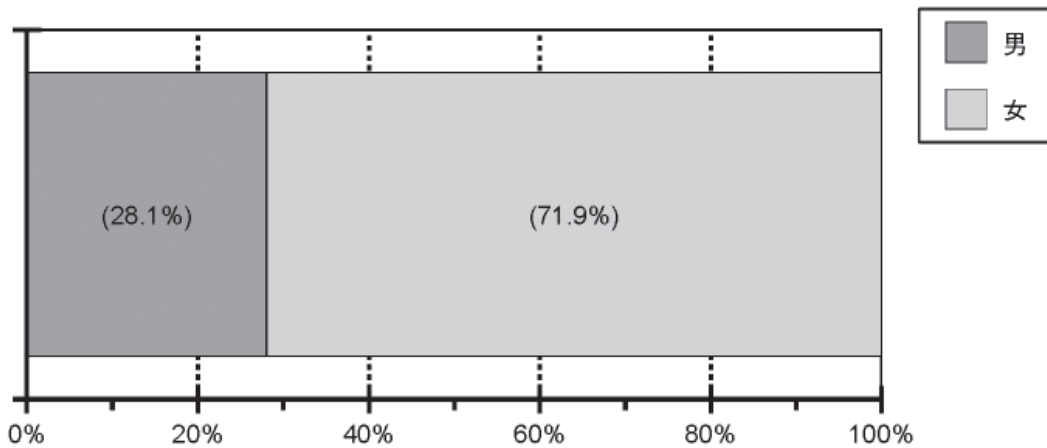
次に、六五歳以上の者がいる世帯のうち、高齢者世帯（福島を除く）を世帯構成別に見ると、「夫婦のみ世帯」が五〇一万七千世帯（高齢者世帯の四九・〇%）、「単身世帯」が四八六万八千世帯（同四七・五%）であった。高齢者世帯の内、単身世帯を性別で見ると、女性単身世帯が、七一・九%と男性単身世帯の二・六倍と多い（表

表17 世帯構造別に見た65歳以上の者のいる世帯数の構成割合



※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

表18 性別にみた65歳以上の者の単独世帯数の構成割合



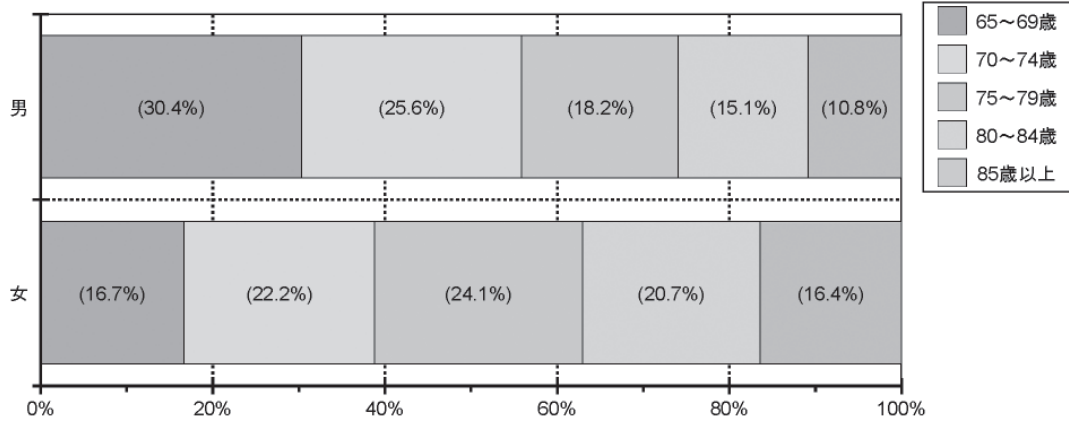
※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

18) 単独世帯を、性・年齢別にみると、男は「六五～六九歳」が三〇・四%、女は「七五～七九歳」が二四・一%で最も多くなっている(表19)。

六五歳以上の者(福島県を除く)三、〇二六万六千人について、家族形態別・年齢別にみると、「子と同居」の者が一、二八〇万八千人(六五歳以上の者の四二・三%)と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が六五歳以上)の者が一、一三四万九千人(同三七・五%)、「単独世帯」の者が四八六万八千人(同二六・一%)の順であった。これを年齢別に見

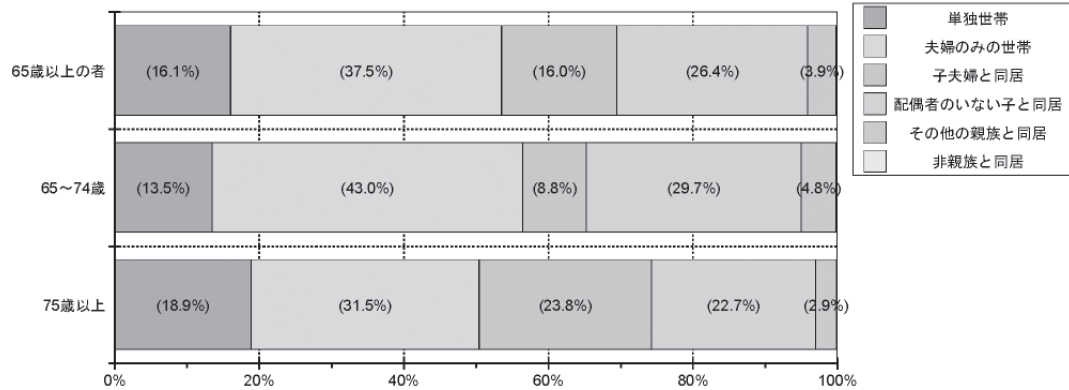


表19 性・年齢別にみた65歳以上の者の単独世帯数の構成割合



※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

表20 年齢別・家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合



※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

高齢者による万引きの防止に向けた一考察 (尾田)

ると、「七五歳以上」の者は「六五七四歳」の者に比べ、「単独世帯」「子夫婦と同居」の割合が高くなっている(表20)。

平成二三年の一世帯当たりの平均所得金額(福島県を除く)は、「全世帯」が五四八万二千円、「高齢者世帯」が三〇三万六千円、「児童のいる世帯」が六九七万円であった(表21)<sup>13</sup>。

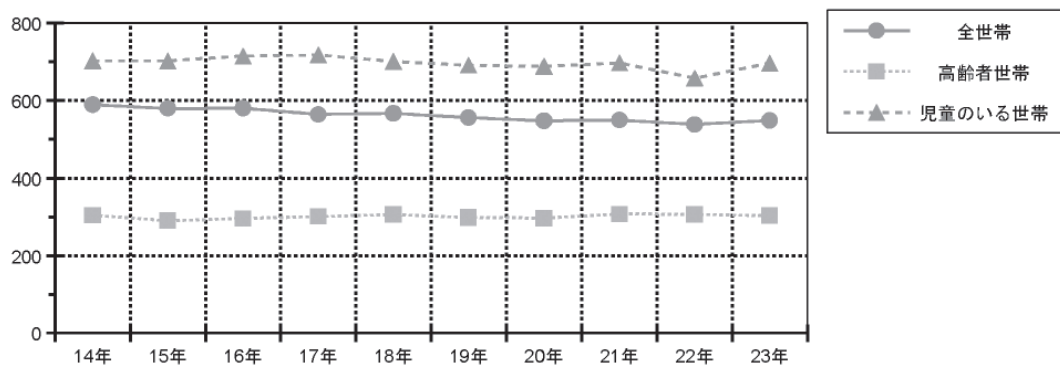
高齢者世帯の一世帯当たりの平均所得金額は、四二七万二千円で、世帯人員一人当たりの平均所得金額は、一九〇万六千円となっている。それぞれの全世帯平均金額は、五四八万二千円、二〇八万三千円であった。

これを所得の種類別に見たものが、次の表22であるが(福島県を除く)、全世帯

表21 平成23年の1世帯当たりの平均所得金額（福島県を除く）

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
全世帯	589.3	579.7	580.4	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	538.0	548.2
高齢者世帯	304.6	290.9	296.1	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	307.2	303.6
児童のいる世帯	702.7	702.6	714.9	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1	697.0

1世帯当たりの平均所得金額の年次推移



※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

1世帯当たりの平均所得金額（万円）

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の 所得
全世帯	548.2	409.5	100.7	16.3	8.6	13.2
高齢者世帯	303.6	59.2	209.8	17.6	2.3	14.6
児童のいる世帯	697.0	626.2	27.1	11.2	25.8	6.8

表22 1世帯当たりの所得金額の構成割合（%）

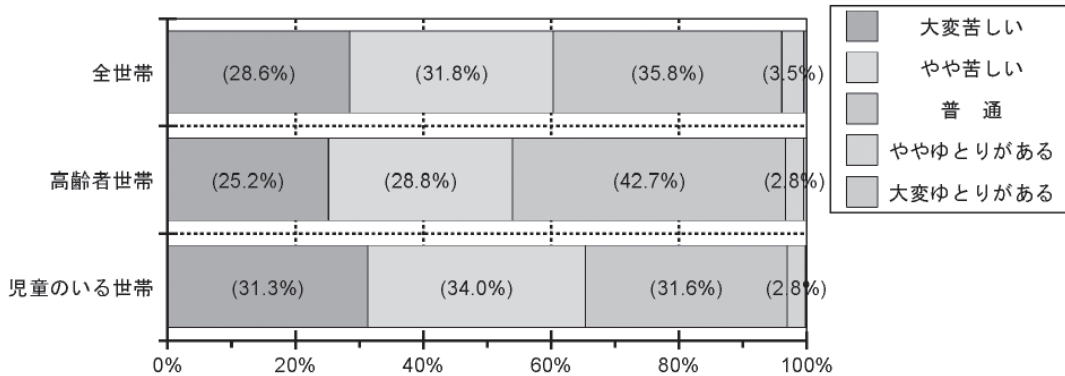
全世帯	100.0	74.7	18.4	3.0	1.6	2.4
高齢者世帯	100.0	19.5	69.1	5.8	0.8	4.8
児童のいる世帯	100.0	89.8	3.9	1.6	3.7	1.0

※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

表23 生活意識別世帯数

	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
全世帯	28.6	31.8	35.8	3.5	0.4
高齢者世帯	25.2	28.8	42.7	2.8	0.5
児童のいる世帯	31.3	34.0	31.6	2.8	0.2

生活意識別に見た世帯数の構成割合



※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

では「稼働所得」が七四・七%、「公的年金・恩給」が一八・四%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が六九・一%、「稼働所得」が一九・五%となっている。

生活意識別に世帯数(福島県を除く)の割合をみると、「苦しい」「大変苦しい」と「やや苦しい」を足したもの(答えた世帯の割合は、「全世帯」では六〇・四%となっている。また、「児童のいる世帯」が六五・三%、「高齢者世帯」が五四・〇%となっている(表23)。

世帯類型別生活保護受給世帯数の推移で見ると、平成一四年度に比し、二五年三月では、「その他の世帯」の割合平成一四年度よりも二一・六・〇八〇世帯増加し、被保護世帯全体に占める割合では、一〇・一ポイントと大きく増加している(表24)。高齢者世帯は、平成一四年度に比し三〇・一・六〇六世帯増加したものの一・五ポイント減少している。高齢者世帯の増加は、就労による経済的自立が容易でない高齢者などが増加していることがその背景にあることは論を待たない。

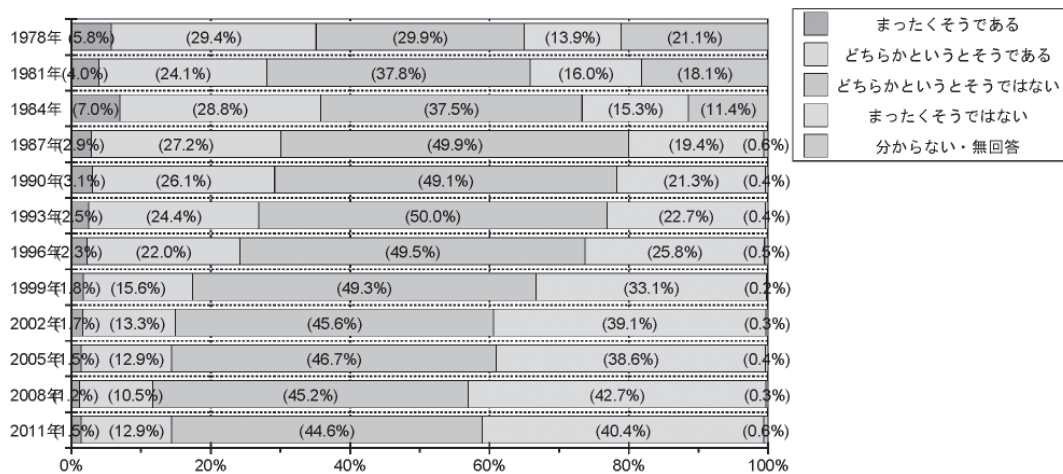
この様な状況を受けて、「老後に明るい見通しを持っている」

表24 世帯類型別生活保護受給世帯数の推移

	被保護 世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・ 障害者世帯	その他の 世帯
平成14年度	869,637	402,835	75,097	319,302	72,403
	100 (%)	46.3	8.6	36.7	8.3
平成25年 3月	1,571,894	704,442	111,776	467,193	288,483
	100	44.8	7.1	29.7	18.4

平成25年版厚生労働白書から筆者が作成

表25 老後の見通し



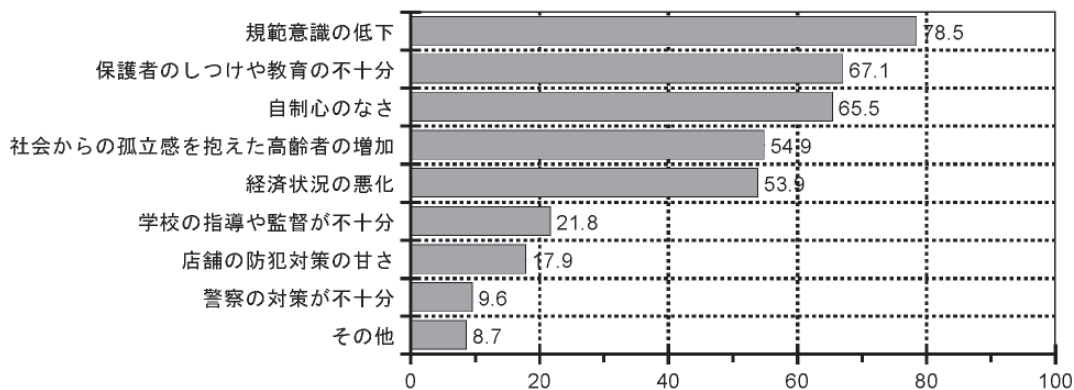
※ 平成24年・国民生活基礎調査に基づくデータから筆者が作成

かについて見てみると、平成二〇年に「明るい見通しを持っていない」「どちらかといえばそうではない」「全くそうではない」を足したものが八七・九%であったが、平成二三年では八五・〇%と二・九ポイント減少しているものの、将来に明るい見通しをもっている者が少ないのが実情である。(表25)。

ここで、警視庁が実施した「身近な犯罪の防止と規範意識の向上」<sup>(14)</sup> についてに関する調査を取り上げてみたい。

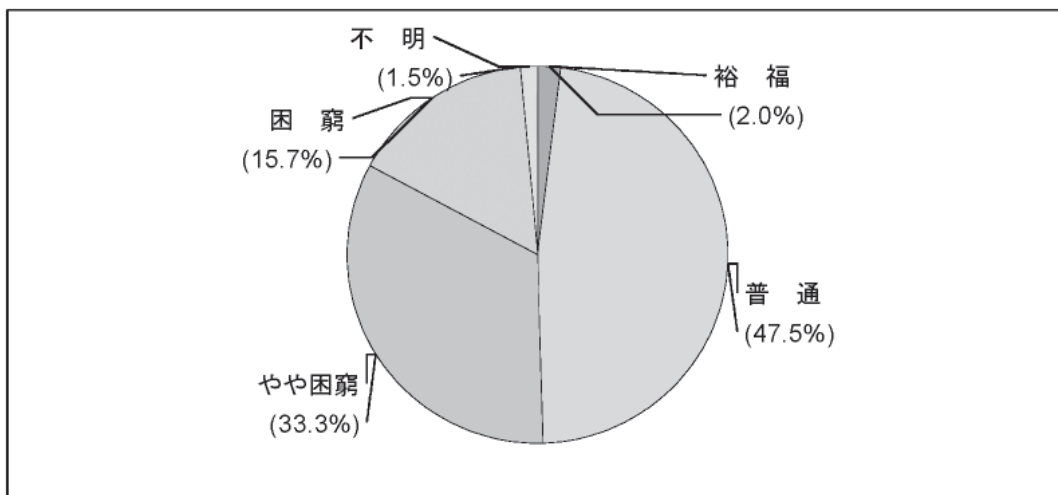
この調査によると、万引きの原因として、「規範意識の低下」が七八・五%と最も高く、次いで「保護者のしつけや教育の不十分」が六七・一%の順であった。高齢者に関してみると、「社会からの孤立感を抱えた高齢者の増加」が五四・九%、「経済状況の悪化」が五三・九%となっている点が注目し値する

表26 万引きが多発している原因は何か（複数回答可）



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

表27 生活実態

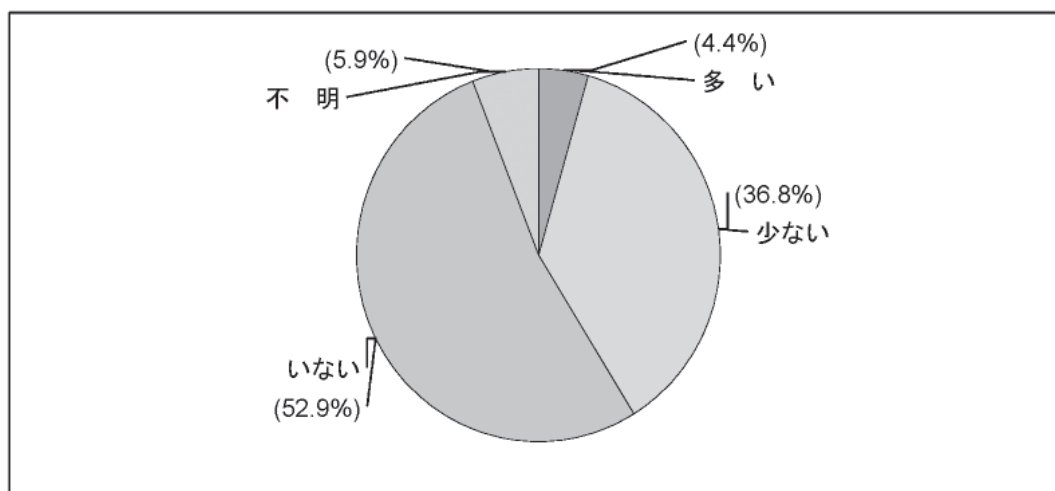


※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

（表26）。

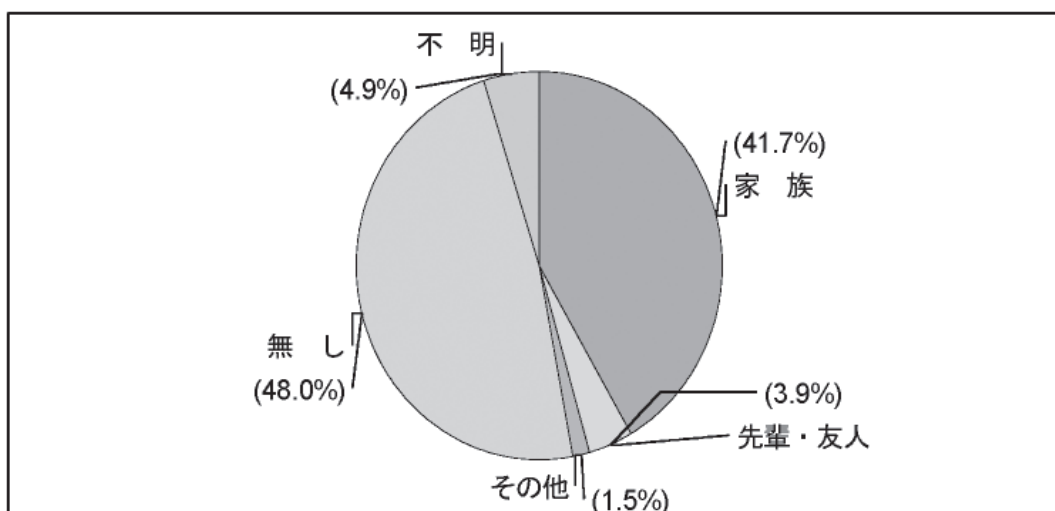
警視庁のこの調査によると、高齢者の無職率は、調査対象高齢者二〇四名中一八七名（九一・七％）と高く、何らかの収入を得ている者は六六名（三二・四％）、生活保護を受けている者は三八名（一八・六％）であった。生活実態で見ると、「困窮」（困窮）と「やや困窮」を足したものが四九・〇％と「普通」の四七・五パーセントを上回っている（表27）。なお、経済状況の悪化は、高齢者にとって深刻な問題で、就労機会の減少と加齢に伴う医療負担が増加していることもその背景にあつて、犯行時に所持金があるにもかかわらず万引きをした理由として、「所持金が

表28 交遊関係



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

表29 相談できる相手

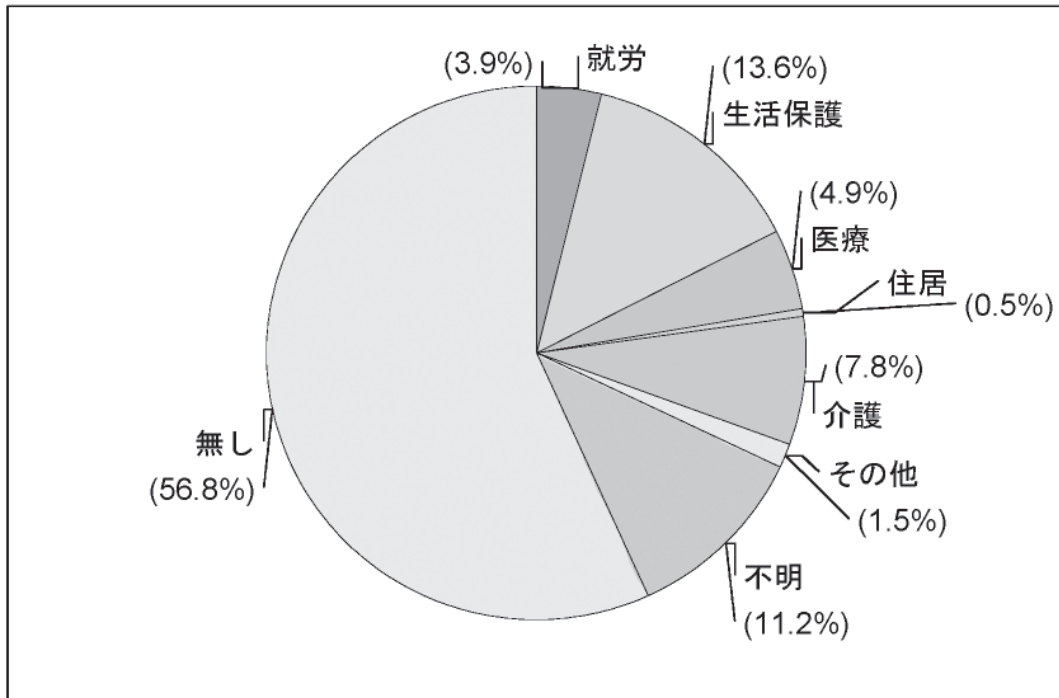


※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

あるが使いたくない」が四八・〇%、「所持金はあるが、余裕はない」が一四・七%もいたこととも符合する。

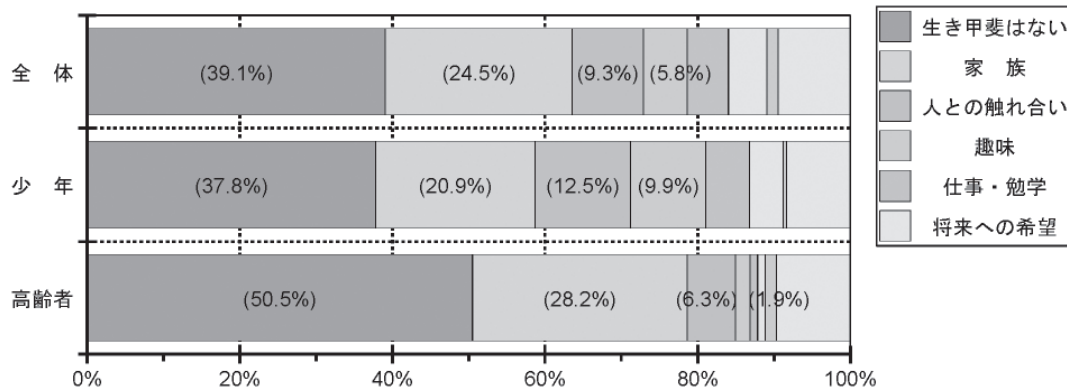
交遊関係でみると、友人が「いない」とした者が全体の五二・九%、次いで「少ない」が三六・八%で(表28)、「相談できる相手」がいるかについて、「無し」が四八・〇%である(表29)ことを合わせ考えると、高齢者は孤立した生活をしていることが窺える。このことは、六五歳から七四歳の高齢者で単独世帯が一三・五%、夫婦のみ世帯が四三・〇%、七五歳以上の後

表30 受けた社会的支援



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

表31 生き甲斐



※ 万引きに関する調査研究報告書から筆者が作成

期高齢者世帯で見ると単  
独世帯が一八・九%、夫  
婦のみ世帯が三二・五%  
もいることと符合する。

「受けた社会的支援」  
について複数回答で尋ね  
た結果では、「無し」が  
五六・八%と最も多いが、  
「生活保護」一三・六%、  
「介護」七・八%、「医療」  
四・九%、「就労」三・九%  
の順で社会的支援を求め  
ているように思われる。  
次いで、「生き甲斐」に  
ついて尋ねたところ、  
「高齢者」では五〇・五%  
の者が「生き甲斐はな

い」としており、「家族」二八・二%、「人との触れ合い」六・三%と「孤立・孤独」の裏返しのような状態にあることが窺える。「全体」「少年」では約四〇%の者が「生き甲斐はない」としているものの「家族」「人との触れ合い」「趣味」「仕事・勉強」など肯定的な面も見られる。

(11) 高齢者世帯とは、男女ともに六五歳以上(平成一七年三月以前は、男六五歳以上、女六〇歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに一八歳未満の者が加わった世帯をいう。(厚生労働白書・平成二五年版二六六頁)

(12) 鈴木定光「高齢者犯罪の特徴と傾向について」警察学論集第六七巻六号八六頁〜九二頁にも高齢者のおかれている現状についての分析がある。

(13) 平成二四年・国民生活基礎調査における所得とは、平成二三年一月一日から二二年三月三十一日までの一年間の所得をいう。

(14) 調査は「平成二四年度けいしちよう安全安心モニター」九五〇名に対し、平成二四年二月一九日から二八日までインターネットを利用して実施され、八六五名(有効回答率九一・一%)で実施された。

#### 4. 高齢者による万引きを防ぐための方策について

万引きの被害に遭いやすい店舗の要因として、従前から指摘されている項目として、次の四つを挙げることができ<sup>15)</sup>。①監視性の確保が十分なされていないこと、②接近制御が十分なされていないこと、③領域性の強化が不十分であること、④被害対象物の強化が不十分なこと<sup>15)</sup>の四点である。具体的には、①については、店舗の作りの点からは商品の陳列棚とレジ(店員の目線)が並行でないことから見通せない店舗内の商品陳列の現状がある、また、商品



の陳列が綺麗になされていない（乱雑なままになっている）こと、さらには店頭や歩道にまで商品が置かれている等である。②については、出入管理のための防犯センサーやゲートの設置がなされていないことや防犯カメラが設置されていないことも電源が入っていなかったり、ダミーである場合が多いことなどである。③については、店員に対する防犯意識の涵養や対処方法の研修が十分になされていないことや店員の数が少なく巡回が十分にできないことがあげられる。④については、比較的高額な商品には電子タグを付けることが望ましいが、コンビニやスーパーなどの食料品や生活用にこれらを付けることは、コストの面からもなされていないことが多い、といった指摘がなされてきている。

では、これらの問題点を克服するためにどのようなことがなされてきているのであろうか。見通しを確保するために防犯ミラーや防犯カメラを設置すること、常に商品の陳列が綺麗になされるように、商品の補充を兼ねた巡回を行う、店頭や歩道にまで商品を並べない等の工夫がなされている。そして、最近では、買い物かごの色をレジ打ち前とレジ打ち後、例えばレジ打ち前は青、レジ打ち後は黄色のカゴという形で使い分ける例も見られるようになってきている。比較的高価な商品には電子タグを付けることによって、店舗外への持ち出しを防ぐ措置を取ることにも一般的になされている。衣料品に関しては、試着室を支払いカウンターの近くに配置するなど従業員の目が行き届くところに配置する例が増えてきている。

ただし、これらの措置も、店舗規模によっては、実施が困難な場合が有り、特に人員を増員させたり、防犯カメラを開店時間中に稼働させておくことの費用対効果の点からダミーの防犯カメラを設置したり、カメラ自体は本物でも電源を入れていない店舗も見られる。商品の店舗外への持ち出しを防止するための防犯ゲートにおいても、同様に電源が入っていない店舗も見られるのが実情である。



表27 万引きを防ぐための方策（再掲）

店員による声掛けや防犯カメラの設置など万引きをさせない店づくり	36.3
少年への指導や境域による規範意識の向上	21.0
万引き犯人の警察への引渡し of 徹底	19.5
リサイクルショップなどによる万引きした商品を買取りしない取組み	11.4
新聞やテレビによる広報やキャンペーンの実施	5.7
その他	6.0

万引きを防ぐための方策として、どの様なことが必要かに関して、平成二四年度に警視庁が実施した「身近な犯罪防止と規範意識の向上」調査によると、「店舗の防犯対策の甘さ」は一七・九%であったが、「万引きを防ぐためには、どの様なことに最も力を入れるべきか」との質問に対しては、「店員による声掛けや防犯カメラの設置など万引きをさせない店づくり」が三六・三%と最も高く、次いで「少年への指導や教育による規範意識の向上」が二一・〇%、「万引き犯人の警察への引渡し of 徹底」が一九・五%の順で多かった（表27）。

「こうされたら万引きを断念した」

については、「店員からの声掛け」が高齢者でも少年でもいずれも最も高く「全体」で六一・九%、「少年」で六〇・四%、「高齢者」で六五・二%であった。次いで高かったのは、「警備員の配置」で「全体」では一六・九%、「少年」で一八・九%、「高齢者」で一・二%であったが、「防犯カメラの設置」に関しては、「高齢者」は〇・〇%で阻害要因とはなっていないようである（前掲表10）。計画性があまりない高齢者では、防犯カメラが設置されているか否か、稼働しているか否かについては、関心や意識が低くむしろ「店員からの声掛け」が有効であることが分かる。

そこで、例えば、警視庁では、平成二十二年二月二日、「東京万引き防止官民合同会議」が開催され、官民挙げて、万引きに関する総合的な対策を推進するため、警察、自治体、各業界団体、関係機関・団体等が相互に連携した取組を展開するため、「東京万引き防止官民合同会議」を設置し、以後、毎年、万引き防止対策に向けた会議を開催している。①毎月二〇日を「万引きゼロの日」と定め、警察、自治体、小売店舗、学校、地域住民、ボランティア団体等と連携して、地域社会総ぐるみによる万引き防止対策を推進している。②「万引き防止のための防犯責任者養成講座」を開催し、「万引きされない店づくり」を推進するため、小売店舗等の防犯責任者（店長）等を対象に、ソフト対策編（万引き防止対応マニュアル）、ハード対策編（防犯環境設計基準）、捕捉時の対応と地域の絆づくり等について研修を行い、修了者には、受講修了証を発行している。③万引きを未然に防止するためのパトロール活動や地域住民への万引き防止の声掛け、防犯指導等に活用するため、ボランティア活動用の「万引き防止パトロールマニュアル」（冊子）や「なるほどなっとくパトロール」（DVD）を作成し、都内の各警察署に配布している。

また、福島県警では、福島県万引き防止協議会の取り組みとして、①店舗内全体の視認性の確保のために、店舗内全体が暗いと視認性が悪くなり、万引きが発生しやすくなることから、照明に配慮することを呼びか、②防犯表示に

第 号

## 受講修了証

(万引き防止のための防犯責任者養成講座)

団体名等

氏 名

あなたは 東京万引き防止官民  
合同会議の主催する「万引き防  
止のための防犯責任者養成講座」  
を受講されたことを証します

平成 年 月 日

東京万引き防止官民合同会議



共同議長



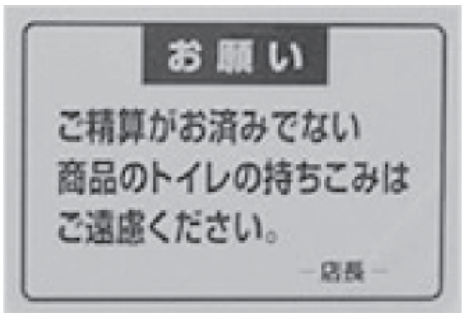
万引きをしない させない 見逃さない



よる注意喚起は、従業員の声かけに比べ、表  
現しにくい事項でも抵抗感を与えることなく  
訴えることが可能であることから、ほとんどの  
店舗で掲示されるようになってきた。

③ 防犯ミラーをレジから比較的近い場所で、  
十分な視認性が確保できない場所に設置し、  
④ 従業員や警備員の声かけによるアピールに  
よって、サービス面の向上効果も図ることが  
できると思われる。具体的には、「いらつ  
しゃいませ、何かお探でしょうか。」「本日  
お薦め商品は、こちらです。」などと、相手  
の顔を見て明るく笑顔で接すること」が望ま  
しい。

⑤ 店内放送を利用した声かけも効果が期待  
できる。例えば、「毎度ありがとうございますま  
す。当店ではお客様に安心してお買い物をお  
楽しみ頂けますよう、警備員が巡回しており



ます。ご用がありましたらお気軽に声をお掛けください。」  
等である。また、従業員や警備員による店内巡回は、万引  
き被害の多い商品コーナーや商品を持ち込まれやすいトイ  
レ、休憩所などを重点的に巡回する事が望ましい。と指導  
に努めている。

また、福島県警では、高齢者による万引きが増加傾向に  
あることを踏まえ、広く社会全体に注意喚起し、高齢者自  
身の規範意識の向上を目的に、関係機関・団体等の協力の  
下、高齢者自身による高齢者に対する防犯広報・防犯指導  
を実施する「万引き防止アドバイザー」制度を平成二五年  
度から導入した。二五年五月一日現在、県内で七二七名の  
万引き防止アドバイザーが、老人クラブ等における座談会  
で防犯講話を行うなどの活動を実施している<sup>16</sup>。

さらに、岡山県警では、県内の関係機関・団体等<sup>17</sup>を一堂  
に集めた「犯罪の起きにくい社会づくりミーティング」を  
開催し、高齢者の安全・安心を確保するための方策につい  
て協議し、行動計画を取りまとめている。行動計画には、

高齢者を犯罪の加害者にさせないための実施事項として、個別訪問による啓発活動や地域住民や高齢者同士の触れ合いの場の創造による孤立の防止等が盛り込まれた。

警視庁をはじめ各道府県警察本部では、それぞれの地域の特徴を踏まえ、万引き防止に向けた官民挙げての総合的な対策の強化が図られているが、<sup>18)</sup>「万引きは犯罪である」との規範意識を周知徹底させるためには、社会集団への帰属意識や連帯感の共有が前提となることから、社会から「孤立」している「阻害」されていると感じている人々や支え合う家族や仲間がいない人に対しては、行政、地域住民、民間ボランティア等と連携した取り組みが求められる。とりわけ、高齢者世帯に関しては、「孤立」や「将来への不安」が高いことから、訪問支援や引きこもり対策などの重層的な社会支援のネットワークの構築が求められている。コンビニやスーパーなどの小売店舗においては、万引きをさせない環境づくりがなお一層求められている。

イトーヨーカドーの取り組みについて、セブン&アイHLDの成田氏は効果的な万引対策として次の一〇のポイントについて解説している。<sup>19)</sup>それによると、捕まった万引犯が警察に話した内容によると、万引をしようと思う店には、①盗れるものがある ②人がいない ③誰から見られてない ④声を掛けられない、などの特長がある。つまりそれらの逆にすれば、万引犯が最も嫌がる環境となると言うものである。

### ① 客主体の売場作り

何より接客に最大の力を入れること。ほとんどの客は万引する意思などないわけで、この客をどうもてなすかを第一に考える。また盗まれにくい陳列の仕方になっているか、従業員の人員配置について盲点がないか、契約と実際の

人員配置が違っていないか、などをチェックして店舗側に伝える。

## ② 整理整頓された作業環境

客が見やすい、買いやすい売場にすること。いつ何を盗まれたかわからないような売場ではどうしようもない。そしてバックルームもきちんと片付けておく。そうすることによって従業員は商品を探す必要がなくなるので、売場に立つ時間が増える。

## ③ 客に関心を持つことが最大の防犯（万引）対策

保安は専任で二～三人しかいないが、従業員は三〇〇～四〇〇人いる。従業員全員の関心を客に向けるようにする。それが万引対策にもつながる。

## ④ 自分の財産と同じ考えで売場商品を扱う

会社・店の商品として見ると「ヒトの物」という意識になりがちだ。そこで「自分の物」と同様に扱うことが大事だ。

## ⑤ 組織での役割分担と目標設定

自分たちは何のために組織を組んだのか、取組みを実行できたか、実行したことが自分の目標に合っていたか、次はどこをどのように修正したらよいか。これのように分析することが大切だ。

## ⑥ 重点売場・時間帯の明確化と情報共有

客の相手を積極的にしなければいけない時間帯、万引がされやすい売場・時間帯などを従業員全員が把握し、穴をなくすことが必要。

⑦ 人とカメラの連動により防犯の相乗効果

これが今一番、防犯に効果をあげている方法で、現場の営業にも役に立っている。盗まれやすい商品については従業員が不審に思ったときにボタンを押すなど操作すると、その方向を向くカメラを設置している。

接客こそ最強の防犯手段という視点から、次の三点を挙げている。

⑧ データに基づいたマネージメントのフォロー体制

抽象的な言葉のみで「万引対策ができていくかどうか」の判断はやめる。必ず数値化して、そのデータに基づき店とのコミュニケーションをはかることが重要だ。

⑨ 誰でも判る防犯マニュアルのビジュアル化

万引対策用のマニュアルはイラストなどを盛り込んで、誰でも理解できるようにわかりやすいものにする。保安担当者には売場に行ったら「売れ筋の商品はどれか、どういう万引対策が必要か、売場担当者に聞きなさい」と伝えている。指導するより聞いてまわった方が遥かに万引対策に効果的なのだ。

⑩ 主体性のある人と機械の活用

警備員に、自分がそこにいる目的は何か、自分は最終的に何の目標に向かって進むのか、を確認させて主体性を持たせることが大事だ。

(15) これらの項目は、安全な街作りや犯罪被害に遭いにくい住宅などを考える際の基本的な理論として使われてきている防犯環境設計理論で提唱されてきた考え方がその背景にある。なお、防犯環境設計理論に関しては、拙稿「安全・安心な街作りの



現状と課題」日本法学第六九卷四号一六二頁の注(15)を参照されたい。

(16) 警察白書・平成二五年版五三頁参照

(17) 地域包括支援センター、防犯ボランティア団体、ライフライン事業者等である。

(18) 平成二二年九月三日に、「万引き防止に向けた総合的な対策の強化について」警察庁丁生企発第四〇七号が出され、(1)万引きをさせない社会作りの推進、(2)適切な事件処理の推進の指示が出されている。とりわけ、(1)万引きをさせない社会作りの推進では、①万引きを許さない社会機運の醸成を図るために、官民挙げての様々な取り組みを求め、②万引きに対する規範意識の向上と社会の絆の強化、③小売店舗における防犯対策の推進が求められた。

(19) 日本万引防止システム協会(山村秀彦会長)が、平成二五年三月七日に東京有明で開催した「セキュリティショー二〇一三」の中で「万引対策がすすむ一〇のポイント」と題して、セミナーを行った。

## 5. まとめ——居場所を作る方策を通して万引き防止に繋げる——

ドイツの刑法学者であるリストは、<sup>(20)</sup>「最良の刑事政策とは最良の社会政策である」との名言を残し、救貧を始めとした社会環境の改善が犯罪を抑止するのに最も有効であると説いたことで知られているが、高齢者による万引き対策は、まさにこの手法によることが望ましいと言える。高齢者が万引きを行う背景には、第二章で述べたように、「孤独」と将来への「不安」が大きな要素となっていることが窺えるが、「孤独」に関して、「高齢者」は二三・九%と高い数値を示しており、その背景には、高齢者のみの世帯(独居も含む)が独立している子ども世帯や地域との触れ合いのなさが、自分たちにも感心を示して欲しいという意識が働いている側面も指摘できよう。この点は、犯罪弱者としての高齢者にも該当する点でもある。<sup>(21)</sup> また、万引きを思いとどまらせることに効果があったものとしては、「店員

からの声掛け」が、「高齢者」で六五・二%であった。次いで高かったのは、「警備員の配置」で、「高齢者」で一・三%であったが、「防犯カメラの設置」に関しては、「高齢者」は〇・〇%で阻害要因とはなっていないようである(表10)。ところで、「高齢者」が万引を犯す場所としては、「スーパー」が七四・〇%と最も高く、次いで「コンビニ」の八・三%の順で多く、合わせると八二・三%と極めて高い数値を示している。このことは高齢者の行動範囲が、自宅周辺など比較的身近な地域に限定されていることや次に触れる被害対象物でも分かるように「食料品」を購入する際に利用する身近な店舗が選ばれていることもその背景にあると思われる。昔からある商店街の中の店舗では、万引き犯が商店主などと顔馴染みのことも有り、犯行場所としてはむしろアルバイト等地元民ではない者が店先に多くいるコンビニ・スーパーなどを選択しているとも考えられる。

この現状を踏まえ、次の様な対策を是非講じてみることを提案したい。それは、イートインコーナーを設けること、高齢者の相談に多角的に取り組むことができるサービスの拠点も併設することである。

イートイン<sup>22)</sup>は、業界五位の「ミニストップ」が、一九八〇年の一号店からイートインを推し進め、食べられるをコンセプトに店舗展開し、その後、業界三位の「ファミリーマート」は、大手三社の中では最もイートイン型店舗の拡大に前向きで、二〇一三年度から、新店舗の半分以上をイートインタイプにするとしている。また、「サークルKサンクス」も昨年から二〇一五年度へ向け、イートイン型店舗を現在の約六倍に当たる五〇〇店以上を出店する計画であるが、その一方、業界トップの「セブンイレブン」や二位の「ローソン」のイートイン化は、それぞれ総店舗数の一割にも満たない状況に過ぎない。

スペースの効率化を最優先するコンビニにとって、一見むだとも映るイートインスペースの確保には、**「勇気」**がい



ることであると思われる。その背景には、一円の利益も生まない、遊休空間になりかねないことが考えられるからである。さらに、長居する客や学生たちの溜まり場になって店のイメージダウンにつながるという懸念も。しかし、店内調理品は通常商品より利益率が高いことや、なによりイートインが来店のきっかけになってくれば、客層が広がることを考えると、店側には充分にうま味があると思われる。

イートイン・スペースの現況は、写真でも分かるように、窓側の壁面にカウンターを設置し、椅子を配した形態やテーブルと椅子を配置した形態が一般的である。備品としては、加熱処理するための電子レンジ、湯沸かしポットがあるのが一般的である。これは、店内で購入した商品をその場で加熱処理して食べるといったショートステイを考慮したどちらかといえば、若者や学生向けのサービスで、都市部で多く見られる形態といっても過言ではない。長居されずに顧客サービスにも繋がる接客方法であろう。最近では、女性や若者を意識したカフェスタイルのイートイン店舗も増加傾向にあるが、基本的には高齢者向きとは思えない。

そこで、高齢者の抱える日常的な問題や「不安」への相談にも対応しながら、一人で食べる「孤独」へも対応できる、高齢者が多く暮らす地域に出店している、あるいは今後出店するであろうコンビニやスーパーに対するイートイン・スペースに配置すべき施設や機能について提案してみたい。

### (1) 高齢者に合った環境づくり

高齢化は足腰に先ず現れることが知られているが、それは遠くにある郊外型の大型スーパーや商業施設併設型のコンビニではなく、身近にあるコンビニや小規模スーパーの必要性も意味していると言えよう。そこで、先ず、高齢者が気軽に訪れることができる、高齢者にとっても居心地の良い環境づくりが必要になる。①バリアフリーを前提とし、体の不自由な方にとっても使いやすいトイレを設置する、通路スペースを大きめにとる、手すりを配置することが挙げられる。商品を探しやすいよう定位置に固定し、②また、健康志向にも配慮し商品の成分表示等の文字は大きくし、独居世帯や高齢者のみ世帯向けの内容量にしたプチ商品を提供し、③さらに憩いの場として利用できるように店内にはイートインスペースを外にはベンチやテーブルを設けるのも有効であろう。

④コンビニの店員の年齢層を三〇〜五〇代に上げたり、高齢者と接する知識をもつ人を雇うなどの対策を取ることが望ましい。高齢者による万引きが多い時間帯は、「二〇〜二二時」が最も多く二六・八%、次いで「一三〜一六時」、「二六〜一九時」が二七・〇%の順で多かったことは、第二章でも取り上げたところであるが、この時間帯は、お昼の準備のために、また夕食の準備のために外出する時間帯とほぼ一致している。そこで、この時間帯だけでも時間に余裕があり、人生のキャリアが豊富なシニア層をパートタイムの店舗のスタッフとして活用することを考えるべきであろう。しいて付言するならば、元保健師、市区町村の福祉部門等での就労経験がある者が適任と思われる。

### (2) 生活サポート

コンビニが警察や病院、消防等と提携し、積極的な情報交換をすることにより、急病や事件等の緊急時の対応が速やかに行えるようになり、生活における安心の基盤となる。地域の安全・安心ステーションとしての役割は、防犯面

や痴呆症で徘徊する高齢者の保護機能も面で既に実行に移されてきているが、高齢者支援の地域ステーションとしての役割を付加させたいと考える。コンビニの二四時間経営や店舗数の多さら着目した行政の代行サービスや既に行われているATMの利用についても振り込め詐欺の振込場所としてコンビニやスーパーに設置されたATMが多く利用されていることに鑑みると、特にコンビニにおける高齢者向けATMサービスにも一工夫必要になる。また、宅急便の発送・受け取り、公共料金の振込、公共図書館で借りた書籍の返却サービス等にも利用できる便利さが、高齢者の利用者増に繋がっていると思われる。

行政サービスに対応するためには、週二回程度の市区町村の福祉部門の職員が相談業務に就くことや民生委員の巡回相談や指導の場にすることも考慮したい。

### (3) 交流スペースとしての活用

地域住民の交流スペースとしては、地域〇〇センター、集会所、公民館が思い浮かぶが、一方で、コンビニが高齢者たちの交流スポットに変貌する可能性も出てくる。シニアスタッフが主導して、趣味、地域活動、ボランティア情報を店舗内で提供し、賛同した客がこうした活動に参加する。「おばあちゃんの手作り料理教室」「スポ根マンガレンタル会」「〇〇店 アクティブシニアコンペ」等は高齢者だけではなく、三世代が交流する機会にもなり高齢者の「孤独」解消に繋がると思われる。高齢者にとって、コンビニがまさに「我が街のほつとステーション」になる訳である。子育て世代との交流を通して、新たな街作りに繋がるものと期待される。

### (4) 高齢者サポートセンター<sup>(23)</sup>、地域包括支援センター<sup>(24)</sup>及びシルバー交番<sup>(25)</sup>としてのスペース活用

市区町村の施設は、通常平日の午前八時三〇分から午後五時までの執務時間で有り、二四時間三六五日のサポート

を必要とする高齢者に対するきめの細かい日常的なサポート体制を組むことは困難であり、財政規模の小さい、また財政基盤の弱い市町村においては、市町村が保有する公的施設の運用には、少なからず困難が生ずると思われる。そこで、全国展開しているコンビニ・スーパー業界との連携による拠点作りが求められる。特に、二四時間営業しているコンビニでは、地域貢献の観点からも、今後益々進行するであろう地域社会の高齢化を考慮すれば、安心・安全サポートセンターとしての役割を兼任することは、結果的に顧客確保にも繋がるものと思われる<sup>(26)</sup>。

身近にあるコンビニやスーパーが、「孤立」や「不安」を抱えて日々生活している高齢者にとつての居場所としての機能を営んでゆけば、自ずと高齢者の万引きも防止することができるし、前期高齢者の就労<sup>(27)</sup>、ボランティア活動の場所としての機会を提供しうるものと期待している。

この研究は、今後警察や都道府県、市区町村等と連携を取りながら、継続して進めていきたいと考えている。

- (20) リスト (Franz Eduard von Liszt、一八五一年二月二日—一九一九年六月二二日) は、近代学派を完成させたことでも知られる。「刑法は犯罪者のマグナカルタ」「罰せられるべきものは、行為ではなく行為者である」という言葉でも知られている。
- (21) 犯罪弱者、災害弱者として、女性、子ども、高齢者が取り上げられているが、特に高齢者に関しては、加齢に伴う身体能力の低下、健康状態、高齢者世帯のおかれている状況等から被害者としての側面が強調されてきた。とりわけ、侵入窃盗、振り込め詐欺、ひったくりの被害者の多くは高齢者であり、先の東日本大震災の犠牲者の多くが高齢者や子どもたちであった。
- (22) イートイン 持ち帰りができる食品を購入し、そのまま店内で食べることをいう。ファストフード店のほかにも、コンビニエンスストアや百貨店の食品売り場などにテーブルやイスを置いた専用コーナーがある。客の滞在時間が伸びるため、買い上げ点数が増えるといった効果がある一方、面積当たりの販売効率の悪化につながる懸念もある。
- (23) この例として、取り上げたいものとしては、平成一六年一月、新潟県長岡市に開設されたサポートセンター永田がある。

このセンターの基本理念を「暮らし慣れた地域社会での生活を支えるサポートセンター」と位置付け現在も運営している。平成一四年一月には、その前身とも言える全国初のコンビニ型（小規模多機能サービス拠点）であるサポートセンターが同市三和地区に開設され、同年四月にネットワーク型のサポートセンターが関原・上除地区に開設され、サポートセンター三和が民間との共同というコラボレート型サポートセンターとして開設されるに至っている。

(24) 地域包括支援センターは、平成一七年の介護保険法改正により制定された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、各区市町村に設置されている。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっている。

(25) 東京都では独自の施策として、平成二二年度から「シルバー交番設置事業」を実施し、アウトリーチによる見守りや安否確認等の取組を推進している。「シルバー交番設置事業」とは、高齢者の在宅生活の安心を確保するため、生活実態の把握や関係機関と連携した高齢者に対する見守りを行い、緊急通報システムを活用した緊急時の対応など必要な支援を行うとともに、高齢者からの相談を受けて問題解決にあたることを目的として、区市町村が主体となっていくものとして運用されている。

例えば、新宿区では、地域包括支援センターでの事業運営がスムーズに展開できるように、「高齢者等見守りネットワーク推進部会」を設置しているが、その構成部員は、次の通りである。民生・児童委員、町会関係者、警察署、消防署、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、高齢者福祉課等福祉部関連部署、保健センター等健康部関連部署、消費者支援等担当課、清掃事務所、住宅課

(26) 「高齢化社に対応したコンビニ経営」平成一七年六月二日付けの報告書参照 [keio-marke.com/essay/shinnyuu2005/konbini.pdf](http://keio-marke.com/essay/shinnyuu2005/konbini.pdf)

(27) 高齢者のうち、六五歳以上七五歳未満の人のことを一般にはいうが、ここでは、六五歳以上七〇歳未満の就労可能な人と考  
えたい。